

【届出を対象とした募集(売出)金額】

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 12,800,000,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 1,920,000,000 円

(注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照下さい。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

【募集の方法】

【募集の条件】

【株式の引受け】

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方 式	1,200,000	1,920,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,200,000	1,920,000,000	—

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われるみずほ証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年10月31日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,600円)で算出した見込額であります。

6 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社を共同主幹事会社(以下、「共同主幹事会社」として、2025年10月3日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社です。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

（注）上記の売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されますが、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

（注）1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

（注）海外販売の引受価額は、国内販売の引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は 100 株であります。

(7) 売出方法

後記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日

2025 年 10 月3日(金)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である NIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP 及び Musa IE 有限責任事業組合（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、1,200,000 株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエプション」という。）を、2025 年 10 月 31 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

また、みずほ証券株式会社は、2025 年 10 月 3 日から 2025 年 10 月 31 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行わない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である NIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP 及び Musa IE 有限責任事業組合並びに当社株主(新株予約権の保有者を含む。)である株式会社小学館、株式会社ポケモン、KKN 合同会社、永田勝治、OSK 合同会社、岩崎篤史、原田直樹、岸川雄吾、白井勝也、高橋もと子、長峯久子及びその他 52 名(当社従業員等)は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年 3 月 31 日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載の通りです。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)について、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を親引け予定先から書面により取り付けます。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
株式会社小学館	(取得金額 920 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ポケモン	(取得金額 920 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため

【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2022 年8月	2023 年8月	2024 年8月
売上高 (百万円)	—	—	—
経常損失(△) (百万円)	△23	△26	△24
当期純損失(△) (百万円)	△24	△5	△25
資本金 (百万円)	50	50	50
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000
純資産額 (百万円)	6,856	6,851	5,627
総資産額 (百万円)	6,857	6,865	6,875
1株当たり純資産額 (円)	68,569.82	342.56	280.13
1株当たり配当額 (円)	—	—	19,318

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

(うち1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△242.18	△0.29	△1.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	100.00	99.80	81.48
自己資本利益率 (%)	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
従業員数 (人)	—	—	—
(外、平均臨時雇用者数)	(一)	(一)	(一)

(注) 1. 当社は、2024 年 12 月 1 日を効力発生日として株式会社 Musa が旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併した上で商号変更したものです。株式会社 Musa は、2022 年 5 月 19 日に設立されたため、第 1 期の会計期間は約 4 ヶ月となっております。

2. 株式会社オーバーラップホールディングスは、上記の旧株式会社オーバーラップホールディングスの吸収合併前においては、既存株主等が間接的にその株式を保有する目的にて設立された会社であるため、売上高及び従業員数の記載はありません。

3. 第 2 期及び第 3 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けております。なお、第 1 期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき、算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査を受けておりません。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載をしておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

7. 第 1 期及び第 2 期の配当性向については当期純損失であるため、第 3 期の配当性向についてはその他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

8. 当社は、2025 年2月 21 日開催の取締役会決議により、2025 年3月 11 日付で普通株式1株につき 200 株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9. 当社は、2025 年3月 11 日付で普通株式1株につき 200 株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2022 年8月	2023 年8月	2024 年8月
1株当たり純資産額 (円)	342.85	342.56	280.13
1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.21	△0.29	△1.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	96.59
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

(参考情報)

「はじめに」に記載のとおり、当社グループは株式会社オーバーラップの設立から開始しており、当社(株式会社オーバーラップホールディングス)は 2024 年 12 月 1 日に旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併しており、旧株式会社オーバーラップホールディングスは 2022 年7月に株式会社オーバーラップを取得しております。

参考として、当社グループの中核事業会社である株式会社オーバーラップの、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下、「日本基準」という。)に基づいて作成された直近5年間の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

株式会社オーバーラップの経営指標等

回次	日本基準				
	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高 (百万円)	4,274	5,393	7,052	7,583	8,138
経常利益 (百万円)	1,311	1,669	3,242	3,135	3,374
当期純利益 (百万円)	724	858	2,092	2,169	2,371
資本金 (百万円)	9	9	101	101	101
発行済株式総数 (株)	900	900	900	900	900
純資産額 (百万円)	2,473	3,331	2,494	1,638	1,317
総資産額 (百万円)	4,380	6,565	5,914	6,535	6,444
1株当たり純資産額 (円)	2,748,063.90	3,701,465.77	2,771,778.16	1,820,675.70	1,464,426.68
1株当たり当期純利益 (円)	805,073.23	953,401.86	2,324,961.40	2,410,313.10	2,635,260.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.47	50.74	42.18	25.07	20.45
自己資本利益率 (%)	35.41	29.57	71.83	104.97	160.44
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—

(注) 1. 各期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき、算出した各数値を記載しております。各数値においては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

【関係会社の状況】

2024 年8月 31 日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社オーバーラップ ホールディングス (注)1	東京都品川区	50	事業子会社の経 営管理	100	当社グループの事業子会社 の経営管理
株式会社オーバーラップ (注)3、4	東京都品川区	101	エンターテインメ ント事業	100	当社グループのエンターテイ ンメント事業の運営
株式会社オーバーラップ・ プラス (注)3	東京都品川区	9	エンターテインメ ント事業	100	当社グループのエンターテイ ンメント事業の運営

(注)1. 2024 年 12 月1日を効力発生日とする吸収合併に伴い、旧株式会社オーバーラップホールディングスは消滅しております。2025 年7月 31 日現在における関係会社は、下記のとおりです。

2025 年7月 31 日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社オーバーラップ (注)3、4	東京都品川区	101	エンターテインメ ント事業	100	当社グループのエンターテイ ンメント事業の運営
株式会社オーバーラップ・ プラス (注)3	東京都品川区	9	エンターテインメ ント事業	100	当社グループのエンターテイ ンメント事業の運営

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

4. 株式会社オーバーラップについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2024年8月期の日本基準に基づいて作成された財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等

売上高	8,138 百万円
経常利益	3,374 百万円
当期純利益	2,371 百万円
純資産額	1,317 百万円
総資産額	6,444 百万円

【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
エンターテインメント事業	85 (14)
合計	85 (14)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループはエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6 (一)	36.8	3.7	8,463,333

(注) 1. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載はしていません。

414A：株式会社オーバーラップホールディングス

- 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 平均勤続年数は、グループ企業からの転籍・受入出向者については転籍前の在籍会社や出向元における勤続年数を含めて記載しております。
- 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 当社は 2024 年 12 月 1 日に旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併しており、最近日までの1年間において従業員数が増加しております。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第 76 号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2025 年7月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	5	4	—	2	11	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	63,098	118,902	—	18,000	200,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	31.55	59.45	—	9.00	100	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
NIC Fund II Cayman, LP ※1	3,473,800	15.86
Cerasus Fund II Cayman, LP ※1	2,923,600	13.35
Wisteria Fund II Cayman, LP ※1	2,828,000	12.91
Camellia Fund II Cayman, LP ※1	2,664,800	12.17
株式会社小学館 ※1	2,000,000	9.13
株式会社ポケモン ※1	2,000,000	9.13
KKN 合同会社 ※1、4	1,200,000	5.48
永田 勝治 ※1、2	1,200,000 (400,000)	5.48 (1.83)
OSK 合同会社 ※1	1,000,000	4.57
岩崎 篤史 ※1、5	1,000,000	4.57

（注）1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位 10 名）
- 2 特別利害関係者等（当社代表取締役）
- 3 特別利害関係者等（取締役）
- 4 特別利害関係者等（役員等により議決権の過半数を所有されている会社）
- 5 当社の元取締役
- 6 当社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。